

「長岡市議会基本条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

1 概要

(1) 実施期間

平成31年2月1日（金曜日）から同月28日（木曜日）まで

(2) 実施の周知

市ホームページ（市議会のページを含む。）及び市議会だより（2月1日発行号）への掲載並びに
アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジへの備付け

(3) 意見提出者

3人

(4) 意見件数

4件

2 寄せられたご意見と市議会の考え

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
1	第5条（議員の活動原則）	<ul style="list-style-type: none"> 「市民の民主主義に対する意識を高め投票率向上に努めるべく広く啓蒙を図る事」を追加するべき。 選挙の投票率の向上を実現するためには、市民に政治の情報が行き届くことが必要不可欠。 市民が政治の情報収集に時間や労力を割くのではなく、議員が街頭において自己の主張や自己の視点からの市政報告を演説等するべき。 会議における議論についてはある程度評価できるが、街頭において笑顔で手を振るだけの議会外活動、自身の支援者向けの報告会等だけでは、有権者全体を考えた活動とは評価できない。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、議員個人が自らの議会活動に関する情報を市民に対して提供し、説明責任を果たすことが、市民の信託を受けた者としての重要な責務であり、かつ、その旨を議員の活動原則として明記することに意義があると考えます。</p> <p>したがって、第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加えるとともに、同条の解説に追記することとします。</p> <p>(3) 自らの議会活動に関する情報を広く市民に対して提供し、当該活動に係る説明責任を果たすこと。</p>

2	第17条（政務活動費）第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文の主語を「議長」から「会派及び議員」に改め、責任の主体を明確にするべき。 ・ また、昨今、各地の地方議会で政務活動費に関する不適切な事案が散見される状況を踏まえ、「政務活動費に関する書類を公開しなければならない」とする義務規定とするべき。 ・ 長岡市議会は、政務活動費に係る領収書その他の証拠書類のインターネット公表をいつ始めるのか。市の情報公開コーナーで公表されている紙媒体のものを全て複写するとなると、万単位の複写料金が生じてしまい、市民の利用の障壁となっている。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>政務活動費に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」といいます。）は、制度上、その写しが各会派（議員）から議長に提出されるため、議会で取得した公文書となります。</p> <p>本条例では、この公文書たる領収書等の写しを、議会で保有する公文書の管理者である議長の責任において公開することを予定しているものであることから、条文の主語は、原案どおりとすることとします。</p> <p>なお、本項の条文の主語が「議長」となっていることは、会派（議員）がその保有する領収書等の原本を自主的に公開することを妨げるものではありません。</p> <p>また、政務活動費に関する書類の積極的な公開を義務規定とすることについては、原案が「努めなければならない」という強力な努力義務を議長に対して課しており、議長は少なくとも「努めているかどうか」についての説明責任を負うことから、原案でも十分に実効性を担保できると考えます。</p> <p>さらに、既に当該実効性に係る具体的措置（領収書等の情報公開請求によらない公表及びインターネット公表）が講じられており、又は講ずることが決定されていることから、本項をあえて義務規定とする必要はないと考えるため、原案どおりとすることとします。</p> <p>なお、領収書等のインターネット公表は、平成32年度（対象は、平成31年5月以降に交付さ</p>
---	----------------	--	--

			れる政務活動費に係るもの)から行うことを決定済みですので、ご理解をお願いします。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条（議会の運営原則）第2号 ・第5条（議員の活動原則） ・第14条（一般質問）第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡市が活力と未来への責任をもって市政を行うためには、市民一人一人が当事者として、市政に関する議論に関心を持ち、かつ、市政に参加できる環境が必要不可欠であり、議会や議員はその実現に努めなければならないと考える。 ・ 市、市議会及び市民が共に事に当たらない限り、世論に裏付けられた責任ある政治的決断は行われず、時局に対する市政の安定性は担保されない。有権者の低い関心のために時々の流行に左右され、一貫しない市政が繰り返されるならば、市の財政負担は増加し、人的資源は意義なく、かつ、容易に消費されてしまう。 ・ これらを防ぐため、市民には市政に対し、積極的な議論や意見の表明などを通じ、その決断の支えとなる責務がある。 ・ 一方、市や市議会は市民に対し、一方的にその責務のみを押し付け、決断の責任の所在を曖昧にしてはならないのであって、的確な情報発信により、市民の市政参加を日頃から常に後押ししなければならない。これには「双方向的に開かれた議会」こそが重要であり、市議会は、「市民の世論に裏付けられた、決断力と責任力のある議会」を目指すべきであるとする。 ・ よって本条例には、議会や議員が情報公開によって、市民の議論や市政への参加を促すべきことを盛り込むべきと考えるため、次のように各条文を改めることを要望する。 ・ 第4条第2号（下線部分を追加） <ul style="list-style-type: none"> 広く情報を公開し、市民に対し、<u>双方向的に開かれた議会</u>を目指すこと。 ・ 第5条第2号（下線部分を追加） <ul style="list-style-type: none"> <u>市民の議論を喚起し</u>、多様な市民の意見及び市の実態の的確な把握に努めるとともに、市民全体の福祉の向上及び市全体の発展を図ること。 	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の各部分について、次のように取り扱うこととしますので、ご理解をお願いします。</p> <p>(1) 第4条第2号の修正について</p> <p>本意見における「双方向的に開かれた議会」とは、議会の市民に対する適切な情報提供と、それを受けた市民の積極的な市政への参加という双方の行為が、密接に連動して行われる姿をうたったものと考えます。この姿自体は健全な民主主義を支える上で極めて理想的であるとするものの、本条例はあくまで議会及び議員を律するためのものであり、市民の市政参加に係る具体的行為（意見の表明や議論の実行）を直接又は間接に条文で促すことは、条例の趣旨に照らして適当ではないと考えるため、本号は原案どおりとすることとします。</p> <p>(2) 第5条第2号の修正について</p> <p>(1)と同様の理由により、本号は、原案どおりとすることとします。</p> <p>(3) 第5条に1号を追加することについて</p> <p>(1)と同様の理由により、市民の市政参加に係る具体的行為を条文で促すことは適当ではないと考えますが、議員個人が自らの議会活動に関する情報を市民に対して提供し、説明責任を果たすことが、市民の信託を受けた者としての重要な責務であり、かつ、その旨を議員の活動原則として明記す</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条に次の1号を加える。 (4) 市民に対し、自らの政策や所信、活動内容、実績について、常に発信を行い、もって市民の市政に対する理解と関心を高め、かつ政治参画を促し、双方向的に開かれた議会の実現に努めること。 ・ 第14条第3項（下線部分を追加し、取消線の部分を削る。） 議員は、第1項の質問に当たり、論点及び争点を明確にすることにより、広く市民の市政に対する理解と関心を高め、<u>議論を喚起するよう努めなければならない。</u> 	<p>ることに意義があると考えため、意見No. 1と同様の措置を講ずることとします。</p> <p>(4) 第14条第3項の修正について</p> <p>(1)と同様の理由により、本項は、原案どおりとすることとします。</p>
4	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前文の第6段落に主語が曖昧な箇所があったので、次のいずれか又はその他の適切な修正を要望する（下線部を追加し、取消線部分を削る。）。 <ul style="list-style-type: none"> 1案 こうした改革を通じて確立した議会の基本理念をはじめ、議会のあるべき姿を議会の最高規範に据えることで、これらを将来に向けて確実に伝承するとともに市民に対して公約し、もって大いなる責任と決意に基づいた議会運営が<u>期待される</u>。 2案 こうした改革を通じて確立した議会の基本理念をはじめ、議会のあるべき姿を議会の最高規範に据えることで、これらをの将来に向けて<u>た確実に伝承するとともに市民に対してする公約</u>も、もって大いなる責任と決意に基づいた議会運営が期待される。 3案 こうした改革を通じて確立した議会の基本理念をはじめ、議会のあるべき姿を議会の最高規範に据えることで、これらを将来に向けて確実に伝承するとともに市民に対して公約<u>し</u>することと、もって<u>それによって大いなる責任と決意に基づいた議会運営がなされる</u>ことが期待される。 ・ 原文は、次のように、主語が途中で「議会が」から「議会運営が」に 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、省略されている主語の存在を踏まえると、「もって」の後の文の主語が「議会」となるようにすることで、異なる主語の混在による文意のとりづらさが解消され则认为るため、前文の第6段落を次のように改めるとともに、解説の該当部分を修正することとします。</p> <p>こうした改革を通じて確立した議会の基本理念をはじめ、議会のあるべき姿を議会の最高規範に据えることで、これらを将来に向けて確実に伝承するとともに市民に対して公約し、もって大いなる責任と決意に基づいた議会運営を行うものである。</p>

変わってしまっており、それにより不自然な印象を生じている。

こうした改革を通じて（議会が）確立した議会の基本理念をはじめ、議会のありべき姿を（議会が）議会の最高規範に据えることで、（議会が）これらを将来に向けて確実に伝承するとともに市民に対して公約し、もって大いなる責任と決意に基づいた議会運営が期待される。